

文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱新旧対照表

改正後（案）	現行
文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱 18 文男保第 1449 号平成 19 年 3 月 28 日区長決定 28 文子幼第 915 号平成 28 年 4 月 1 日部長決定 2020 文子幼第 5463 号令和 2 年 12 月 28 日部長決定 2022 文子幼第 10632 号令和 5 年 3 月 28 日部長決定 2025 文子幼第 1459 号令和 7 年 6 月 24 日部長決定 <u>2025 文子幼第 10664 号令和 8 年 3 月 31 日部長決定</u> 第 1 条～ 1 3 条 【略】 （事務局） 第 1 4 条 健康対策の実施に係る事務局は、<u>こども未来部</u>幼児保育課に置く。 第 1 5 条 【略】 <u>付 則</u> <u>この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u> 別表（第 5 条関係）【略】 別記様式第 1 号（第 3 条関係）～別記様式第 2 号（第 5 条関係）【略】	文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱 18 文男保第 1449 号平成 19 年 3 月 28 日区長決定 28 文子幼第 915 号平成 28 年 4 月 1 日部長決定 2020 文子幼第 5463 号令和 2 年 12 月 28 日部長決定 2022 文子幼第 10632 号令和 5 年 3 月 28 日部長決定 2025 文子幼第 1459 号令和 7 年 6 月 24 日部長決定 第 1 条～ 1 3 条 【略】 （事務局） 第 1 4 条 健康対策の実施に係る事務局は、<u>子ども家庭部</u>幼児保育課に置く。 第 1 5 条 【略】 別表（第 5 条関係）【略】 別記様式第 1 号（第 3 条関係）～別記様式第 2 号（第 5 条関係）【略】